

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 20 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市
(岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市を除く)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐
厚生労働省老健局高齢者支援課長補佐

「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の
派遣依頼について(追加連絡)

標記については、3月15日付け事務連絡(案件同旨)において連絡しているところ
ですが、以下にご留意の上、よろしくお願い申し上げます。

- (1) 3月15日付け事務連絡においては、3月28日(月)から派遣が可能な介護職員
等について登録をお願いしているところですが、同日以前であっても、現地からの派
遣要請があり次第、随時派遣する予定であり、速やかに調整をお願いしたいこと。
- (2) 介護職員等が現地へ車で移動する場合、派遣元の各都道府県において、「緊急車
両確認標章」の発行をしていただくことにつき、特段の配慮をお願いしたいこと。
- (3) (2)において、「緊急車両確認標章」の発行手続において、厚生労働省の証明が
必要な場合には、個別に下記連絡先に相談されたいこと。(この場合、厚労省から、
個別に「介護職員等の派遣依頼書」を送付する予定。)

問い合わせ先

高齢者関係施設.....老健局振興課人材研修係

永見係員：nagami-kazuki@mhlw.go.jp

(代 表) 03 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1 (内線 3 9 3 6)

(ダイヤル) 03 - 3 5 9 5 - 2 8 8 9

(FAX) 03 - 3 5 0 3 - 7 8 9 4

児童・母子・婦人関係施設.....雇用均等・児童家庭局総務課調整係

村本係長：muramoto-toshinari@mhlw.go.jp

岩瀬係員：iwase-toyoaki@mhlw.go.jp

(代 表) 03 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1 (内線 7 8 2 4)

(タ 作 係) 03 - 3 5 9 5 - 2 4 9 1

(F A X) 03 - 3 5 9 5 - 2 6 6 8

生活保護関係施設.....社会・援護局保護課予算係

櫻井係員：sakurai-takuma@mhlw.go.jp

(代 表) 03 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1 (内線 2 8 2 4)

(タ 作 係) 03 - 3 5 9 5 - 2 6 1 3

(F A X) 03 - 3 5 9 2 - 5 9 3 4